



Vol. 3

仙台復興レポート

～仙台市の復興状況の最新情報を毎月お知らせしていきます～

仙台市 復興事業局 震災復興室

2013. 1. 21

目次

1. 仙台市の被害状況……………3

- 東日本大震災の概要(1)
- 東日本大震災の概要(2)
- 応急仮設住宅募集状況

2. 復興に向けて……………6

- 震災廃棄物の処理 **改**
- 復興交付金の状況

3. 津波被災地における 復興・支援事業……………8

- 浸水被害状況図
- 津波浸水シミュレーション
- 津波対策施設イメージ図
- かさ上げ道路事業
- 防災集団移転促進事業 **改**
- 移転対象地区における支援制度 **改**
- 移転対象地区外における支援制度 **改**
- 東部地域復興まちづくり活動支援制度
- 災害危険区域からの集団移転・単独移転の事業スケジュール
- 集団移転先整備のスケジュール **改**
- 防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況
- 移転促進区域の土地の測量・買取り **改**
- 蒲生北部の再整備

4. 公営住宅の整備……………21

- 復興公営住宅(集合住宅)の整備 **改**
- 直接整備箇所・公募買取整備地域 **改**
- 復興公営住宅整備のスケジュール

5. 宅地被害復旧・支援事業……………24

- 被災宅地の復旧事業について
- 宅地復旧事業のスケジュール **改**
- 災害危険区域の指定について **改**

6. 生活再建支援……………27

- 応急仮設住宅 **改**
- 応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた取組み **新**
- 支援の内容(1) **新**
- 支援の内容(2) **新**
- 支援の内容(3) **改**
- 支援の内容(4) **改**

7. 経済の復興に向けて……………33

- 復興特区の概要 **改**
- 復興特区 産業集積区域図
- 農地の復旧と再生
- ほ場整備事業 **改**

新 ……今回追加したページ **改** ……今回更新したページ

各問い合わせ先については、
資料の37ページ、38ページをご覧ください。

1. 仙台市の被害状況

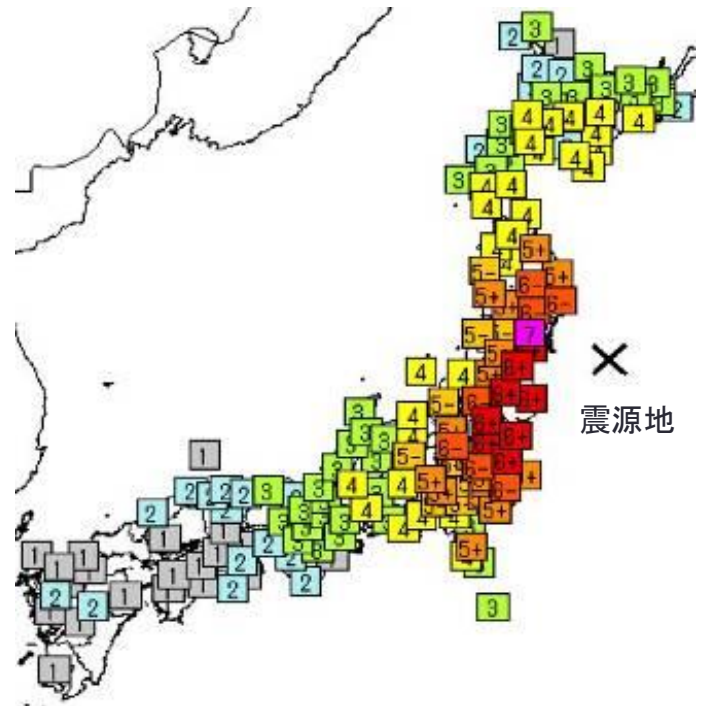
東日本大震災の概要（1）

地震概要

- 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
- 震央地名 三陸沖(北緯38.1度、東経142.5度)
- 規模 マグニチュード9.0
- 市内震度 震度6強 宮城野区
震度6弱 青葉区、若林区、泉区
震度5強 太白区
- 津波 3月11日14時49分 太平洋沿岸に大津波警報発令
津波の高さ 仙台港 7.2m(推定値)
(地震発生後、約1時間後に津波(第一波)到達)

※最大余震

- 発生日時 平成23年4月7日(木) 23時32分頃
- 震央地名 宮城県沖(北緯38.1度、東経141.6度)
- 規模 マグニチュード7.2
- 市内震度 震度6強 宮城野区
震度6弱 青葉区・若林区
震度5強 泉区
震度5弱 太白区



1. 仙台市の被害状況

東日本大震災の概要（2）

市内の被害状況

◆人的被害（平成24年11月30日現在）

	仙台市内	
		うち仙台市民
死者	899名	805名
行方不明者	30名	
負傷者	2,271名	

※仙台市民でお亡くなりになられた方 979名
（仙台市外で死亡が確認された仙台市民 174名）

◆建物被害（平成24年11月25日現在）

	仙台市内
全壊	29,981棟
大規模半壊	26,928棟
半壊	82,346棟
一部損壊	115,746棟

◆市内被害額の概要（平成24年1月29日現在）

◎被害推計額 約1兆3,684億円

市有施設関係	約 3,270億円
その他公共施設	約 1,452億円
住宅・宅地	約 6,086億円
商工業関係	約 2,147億円
農林水産業関係	約 729億円
（1）農業関連： 約721億円	
（2）林業関連： 約0.7億円	
（3）漁業関連： 約 8億円	



高砂南部排水機場



南蒲生浄化センター



ガス局港工場

1. 仙台市の被害状況

応急仮設住宅募集状況

4月11日 第一次入居申込開始

- ・プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等はコミュニティ申込(10世帯以上)
- ・借上げ民間賃貸住宅は世帯単独申込(不動産業界団体等による仲介が必要)

4月27日 随時募集

- ・借上げ民間賃貸住宅(貸主・宮城県・入居者の三者契約)
入居資格のある個人が探した物件については新規契約、既に契約した物件については切替契約

5月8日 第二次入居申込開始

- ・プレハブ仮設住宅は原則コミュニティ申込(10世帯以上⇒5世帯以上に変更)
- ・一部のプレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等は世帯単独申込

7月8日 第三次入居申込開始

- ・プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等は全て世帯単独申込

【プレハブ仮設住宅位置図】



【プレハブ仮設住宅内訳】

区	箇所名	建設戸数
宮城野区	仙台港背後地6号公園	100
	鶴巻一丁目東公園	47
	港南西公園	42
	福田町南一丁目公園	62
	岡田西町公園	82
	高砂一丁目公園	32
	扇町四丁目公園	80
	扇町一丁目公園	131
	若林区	荒井土地区画整理事業小学校用地
荒井2号公園		24
荒井7号公園		15
若林日辺グラウンド多目的広場		63
若林日辺グラウンド		134
七郷中央公園		60
六丁目の目中町西公園		19
卸町五丁目公園		95
卸町東二丁目公園		92
太白区	あすと長町38街区	233
合計		1,505

【プレハブ福祉仮設住宅】

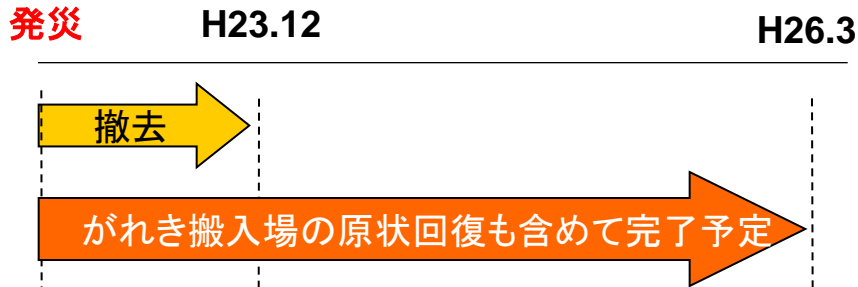
太白区	あすと長町26街区	18
-----	-----------	----

2. 復興に向けて

震災廃棄物の処理

仙台市内の
がれき発生推計量 **約135万トン**
市処理量の約4年分

平成23年12月撤去完了
平成26年3月処理完了予定
《がれきの処理状況》



《がれき等の処理量》平成24年12月31日現在

処理量:69万トン
発生量に対する処理割合:51%

津波堆積物の再生利用

これまでに撤去した津波堆積物は、がれきとほぼ同量の約122万トンとなっており、平成24年7月から国の海岸防災林及び海岸堤防事業において、盛土材としての活用が開始しました。

仙台方式(自己完結型)

発生場所

①可燃物・②不燃物・③資源物に粗分別

搬入

地元業者を中心に発注

【分別の徹底】

がれき搬入場(東部沿岸地区に3ヶ所:計100ha)
(1次・2次仮置き場を一元化)

・10種類以上に細かく分別

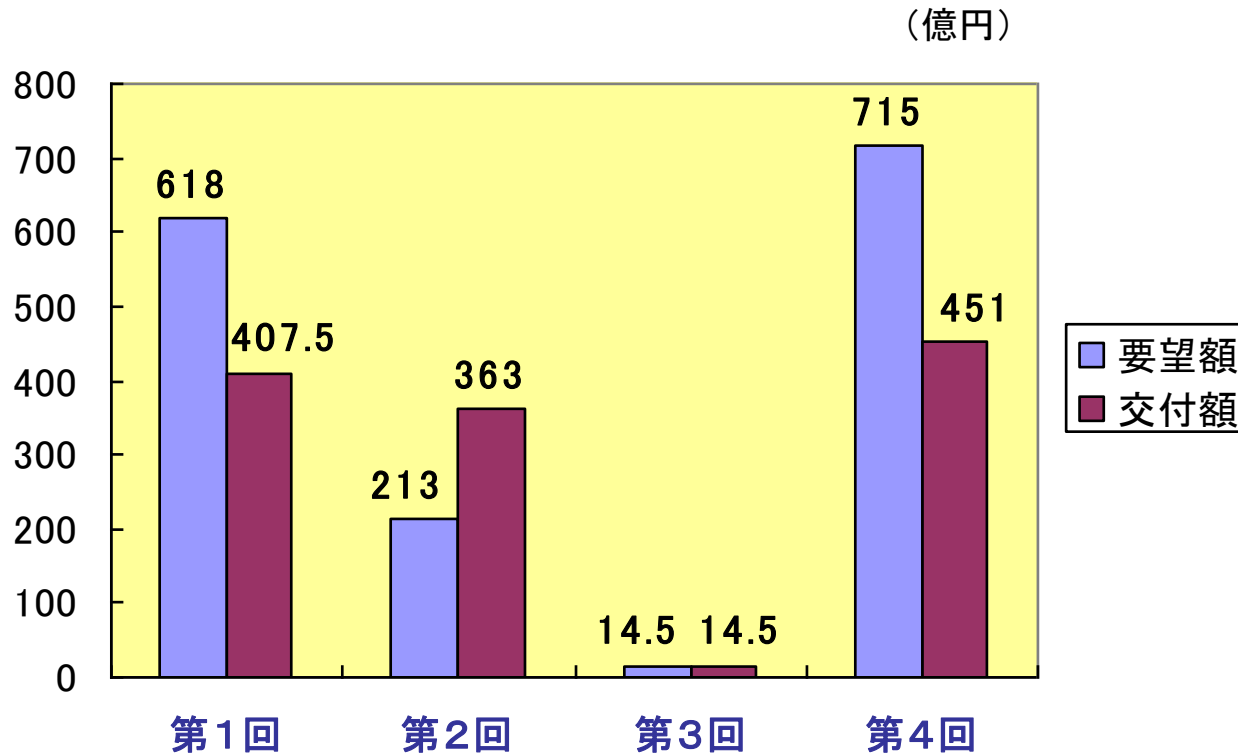
がれき発生量の50%以上のリサイクルを目指す
・各場内に仮設の専用処理施設
リサイクル困難な可燃物は焼却処理を行う

市域外のがれき受入れ

本市のがれきの処理が順調に進捗し、焼却処理が前倒しで完了する見通しが立ったことから、石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)の木くずを中心とした可燃物を最大10万トン受入(平成24年7月27日から)

2. 復興に向けて

復興交付金の状況



認定を受けた主な事業

- ・ 防災集団移転の調査費
- ・ 宅地被害対策事業費
- ・ 復興公営住宅整備事業費

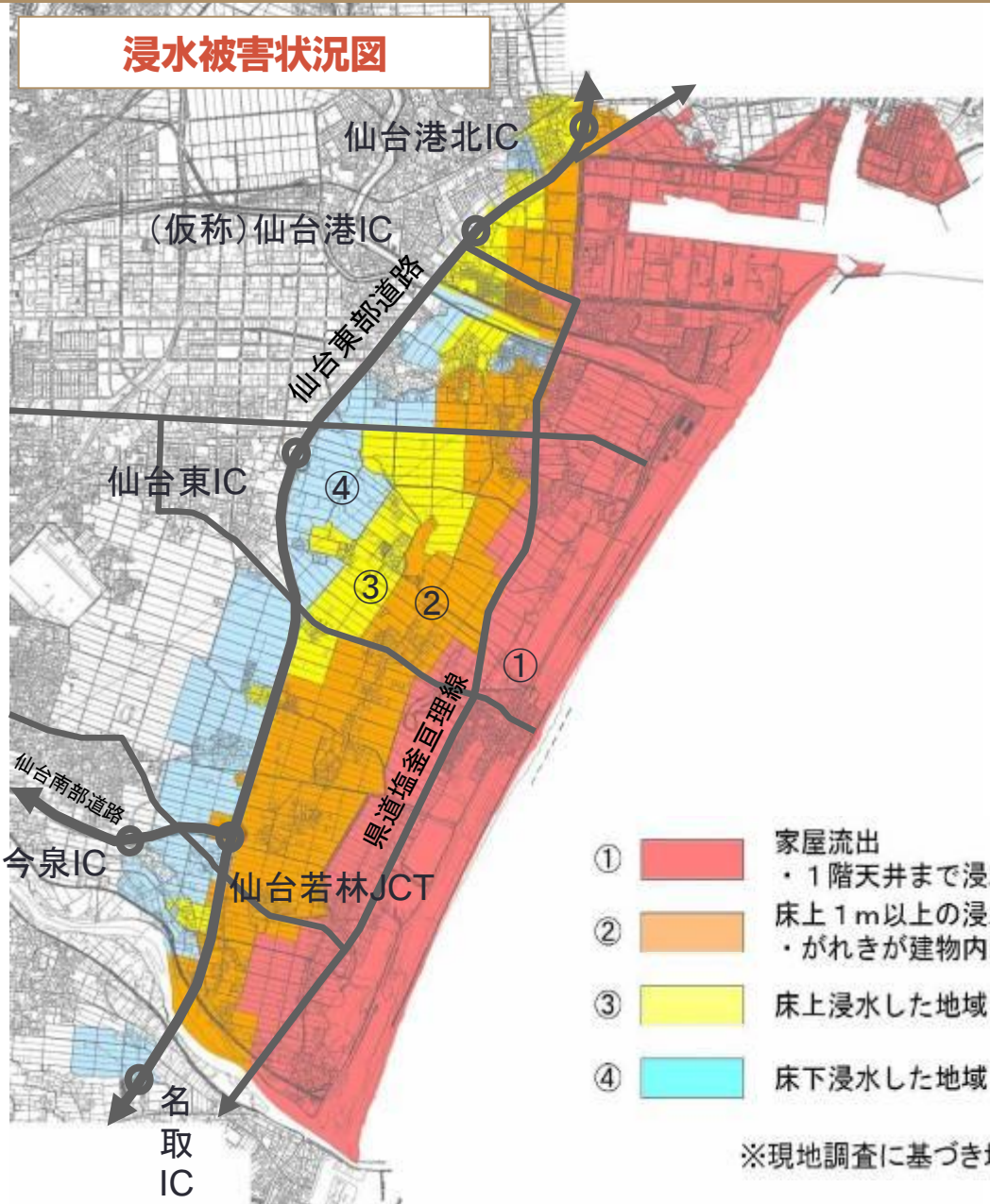
- ・ 防災集団移転、県道かさ上げ、復興公営住宅などの事業費

- ・ 新たに判明した被災宅地分の滑動崩落防止工事に係る事業費など

- ・ 防災集団移転、県道かさ上げ、復興公営住宅などの事業費

3. 津波被災地における復興・支援事業

浸水被害状況図



浸水被害区域状況

区域内人口	21,966人
区域内世帯数	8,086世帯
土地面積	4,633ha
建物棟数	12,277棟

- ① 家屋流出
・ 1階天井まで浸水した地域
- ② 床上1m以上の浸水
・ がれきが建物内に流入した地域
- ③ 床上浸水した地域
- ④ 床下浸水した地域

※現地調査に基づき地域を設定

3. 津波被災地における復興・支援事業

津波浸水シミュレーション

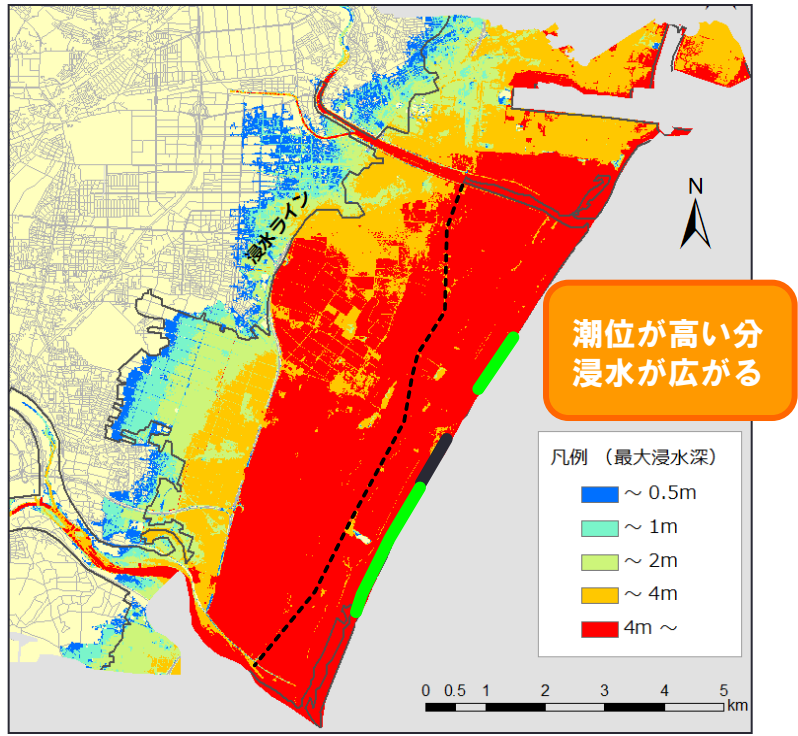
①大潮時の満潮位での再現

3月11日の津波を大潮時の満潮位 (T.P. +0.76m) で再現 (3月11日の潮位より約1.2m高い)

今後の予測のベースとなるもの

潮位: T.P. +0.76m
海岸堤防 T.P. +5.5m
海岸堤防 T.P. +6.2m

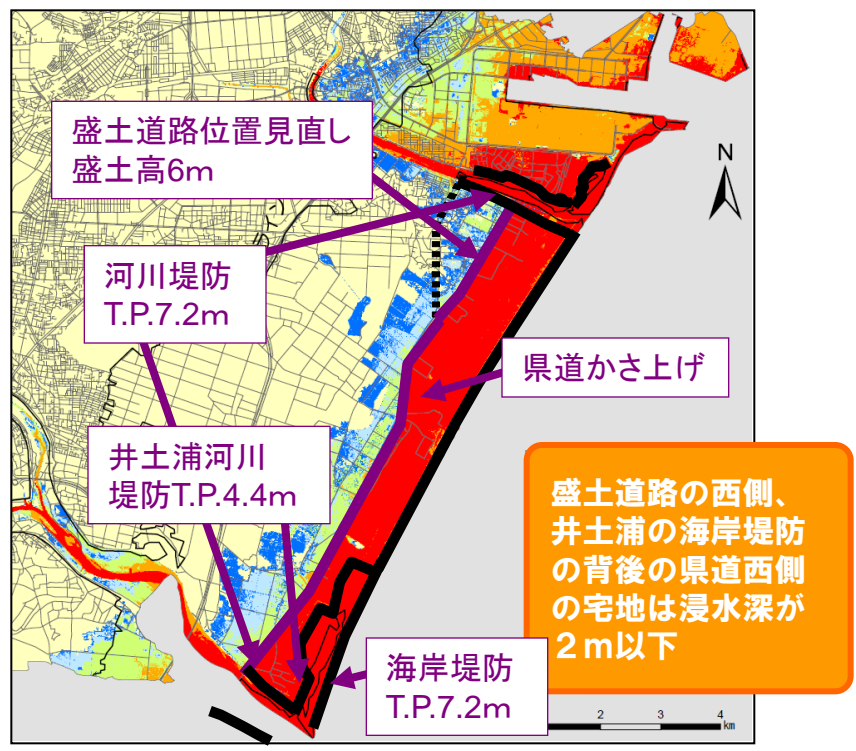
堤防の高さと位置は、震災時のもの



②復興計画の前提としたもの

- 1. 海岸・河川堤防は国・県から示された計画による。
- 2. 盛土道路の位置は、県道を元の位置でかさ上げするが、災害危険区域を縮小するため、岡田・南蒲生地区において変更

潮位: T.P. +0.76m
海岸・河川堤防 T.P. +7.2m
県道 かさ上げ6m



・地形(標高)データ: 平成23年3月11日の震災直後の地形(地盤沈下を考慮)
・対象とする津波規模: 過去最大クラスである、平成23年3月11日の津波を東北大学がモデル化し、再現。






3. 津波被災地における復興・支援事業

津波対策施設イメージ図

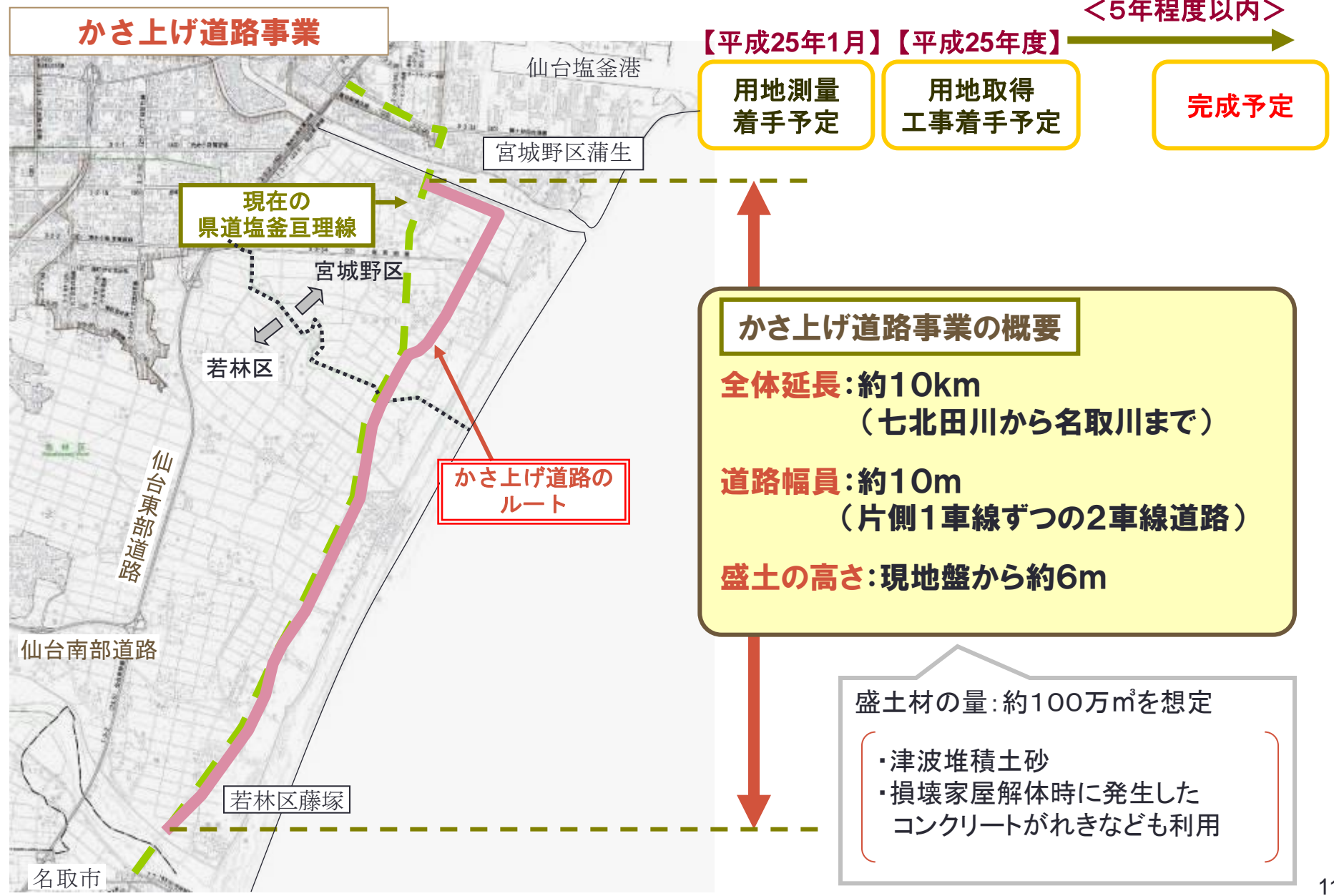
(平面図)



(断面図)

-  海岸防災林
-  公園(丘)
-  海岸・河川堤防
-  道路をかさ上げる区間
-  避難ルート

3. 津波被災地における復興・支援事業



かさ上げ道路事業

<5年程度以内>

【平成25年1月】 【平成25年度】

用地測量 着手予定

用地取得 工事着手予定

完成予定

現在の
県道塩釜亘理線

かさ上げ道路の
ルート

かさ上げ道路事業の概要

全体延長: 約10km
(七北田川から名取川まで)

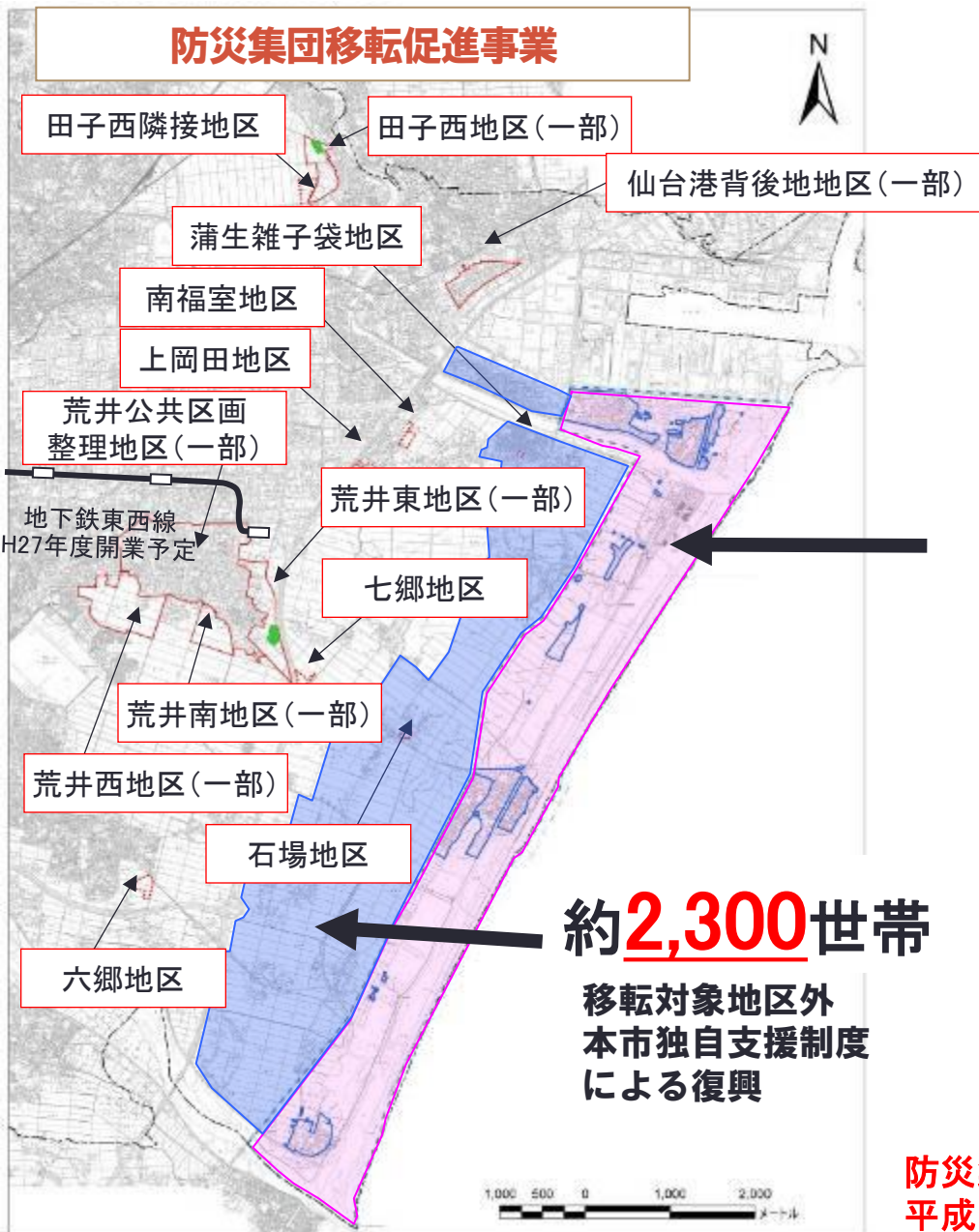
道路幅員: 約10m
(片側1車線ずつの2車線道路)

盛土の高さ: 現地盤から約6m

盛土材の量: 約100万m³を想定

- ・津波堆積土砂
- ・損壊家屋解体時に発生したコンクリートがれきなども利用

3. 津波被災地における復興・支援事業



海岸・河川堤防の整備や嵩上げ道路整備などのさまざまな防災施設の整備を行ってもなお、津波による浸水が予測される地区においては集団移転や本市独自の支援制度等により、津波からの安全性を高める。

約1,560世帯
移転対象地区(災害危険区域)
防災集団移転促進事業による復興

凡例

- 移転対象区域(災害危険区域)
- 移転先地
- 区画整理事業地内 区画整理事業地以外
- 移転促進区域
- 復興公営住宅(集合)

防災集団移転促進事業に係る事業計画については、平成24年6月15日付けで、国土交通大臣の同意を取得

3. 津波被災地における復興・支援事業

移転対象地区における支援制度

移転対象地区(約1,560世帯)

移転者に対する支援
集団移転先への

国の補助制度

防災集団移転促進事業

移転先の用地取得や造成などを行い、被災宅地の買取りを行うとともに、移転に要する費用(引越し費用)および移転再建資金借入利子相当額の一部を助成。

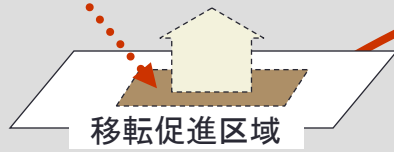
被災宅地の買取(任意)
(住宅等移転料含む)

移転者は移転先宅地を
購入または借地

住宅再建・土地取得への
補助(利子補給)

移転費用(引越し)補助

仙台市が移転先
住宅団地の用地
取得・造成



仙台市独自支援

防災集団移転の促進に向けた借地料免除制度

集団移転先の土地を市から借地して住宅再建する場合に、被災前後の土地価格差額と流失建物等の住宅等移転料相当額の合算額相当分の期間(上限50年)の借地料を免除。

単独移転者に対する支援

国の補助制度

東部地域災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付事業

移転対象地区から単独で移転(市外移転を含む)する場合でも、被災宅地の買取りを行い、集団移転と同等の移転費用(引越し費用)、借入利子相当額への助成を実施。

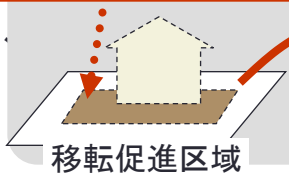
被災宅地の買取(任意)
(住宅等移転料含む)

住宅再建・土地取得への
補助(利子補給)

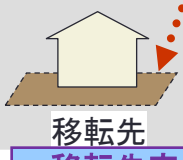
実績

H24.12末時点

63 戸



移転費用
(引越し)補助



移転先宅地は
移転者が自ら調達

3. 津波被災地における復興・支援事業

移転対象地区外における支援制度

移転対象地区外(約2,300世帯)

国の
補助
制度

津波被災地域まちづくり支援事業

実績

H24.12末時点

3 地区

本市からコンサルタントを派遣し、地域との協働によるまちづくり計画の策定を支援。また、当該計画に基づき、安全・安心なまちづくりやコミュニティの再生に向けて行われる地域のまちづくり活動等に対して支援を行う。

仙台市
独自
支援

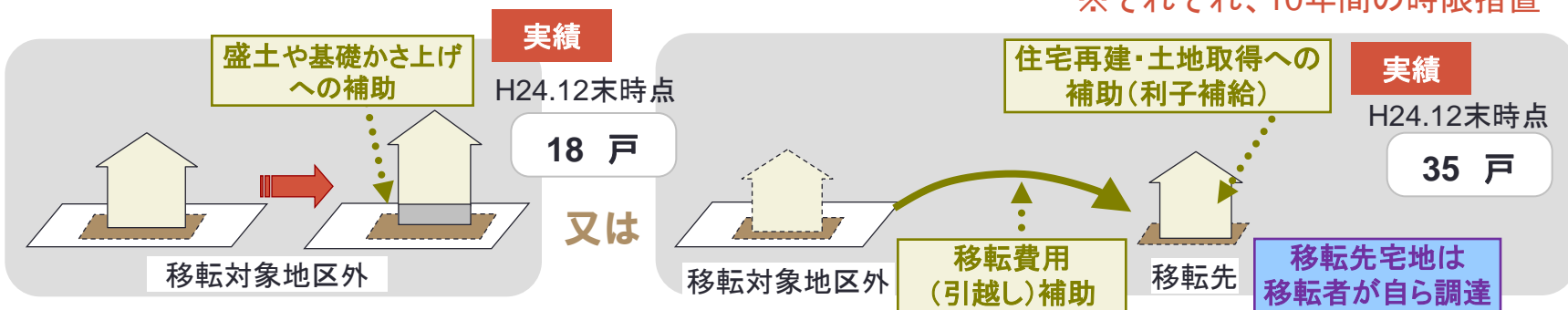
津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業

当該地域における現地での住宅再建のために、震災時の所有者自らが盛土や基礎のかさ上げ等、一定の条件を満たす宅地防災工事を実施する場合に、当該工事に要する費用の一部を助成。

津波被災地移転住宅再建に関する補助金交付事業

当該地域に居住していた方が市内の市街化区域等に移転する場合に、移転に要する費用(引越し費用)および移転再建資金借入利子相当額に対して、防災集団移転促進事業による助成額と同等の額を助成。

※それぞれ、10年間の時限措置



3. 津波被災地における復興・支援事業

東部地域復興まちづくり活動支援制度

移転対象地区内・外(約3,860世帯)

仙台市
独自
支援

防災集団移転促進事業に係る 復興まちづくり助成事業

防災集団移転促進事業の移転対象者による、移転先のまちづくり検討などの自主的な活動に対して、団体の運営費や、活動拠点施設の維持費用等の助成を行う。



実績
H24.12末時点
1 地区

東部浸水区域コミュニティ等再形成 活動助成事業

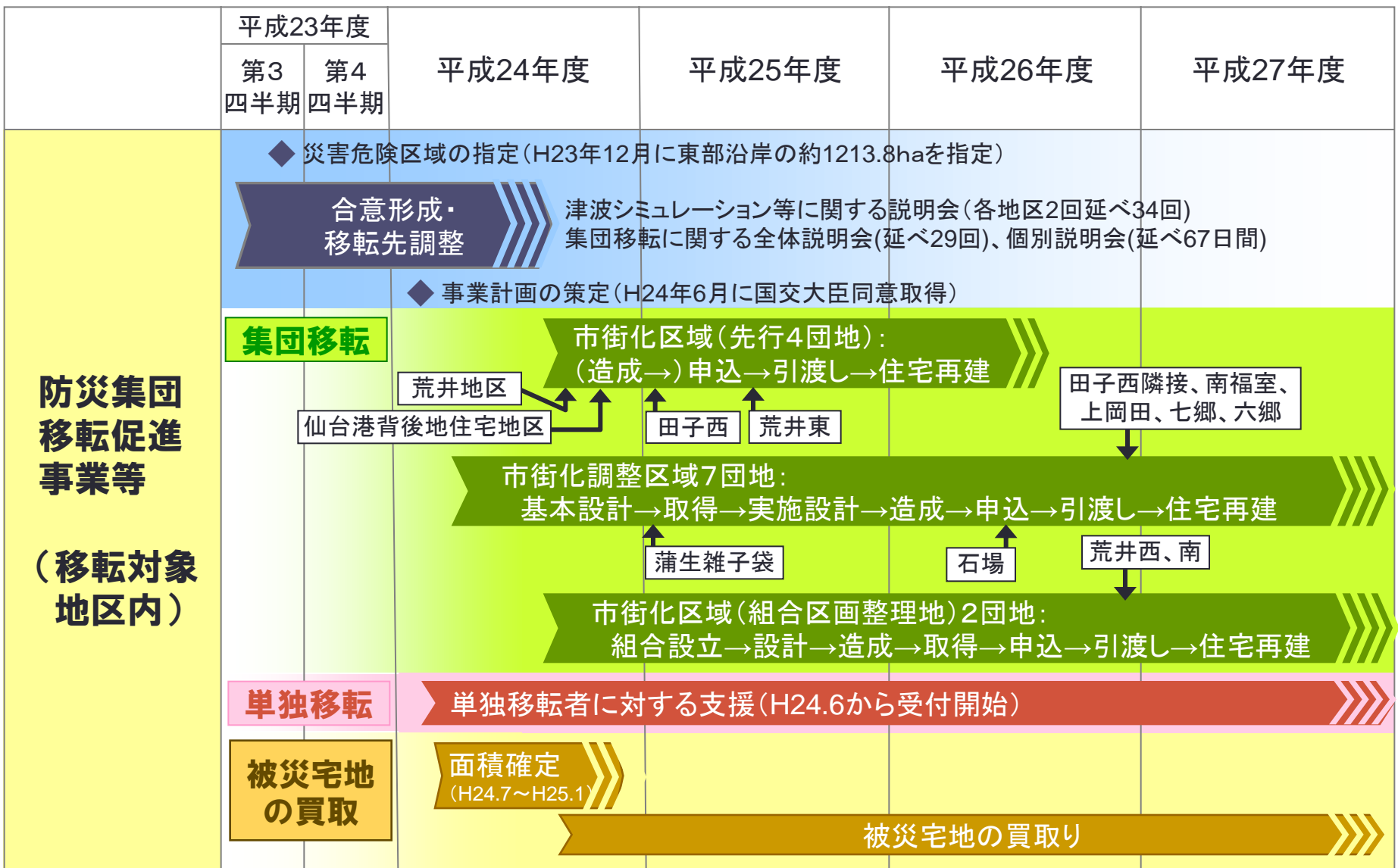
移転対象地区以外の浸水区域における現地再建等のコミュニティ維持・再形成等の活動を支援するため、移転対象地区と同様の助成を行う。



実績
H24.12末時点
1 地区

3. 津波被災地における復興・支援事業

災害危険区域からの集団移転・単独移転の事業スケジュール



3. 津波被災地における復興・支援事業

集団移転先整備のスケジュール

(平成25年1月15日時点)

市街化区域（先行4団地）

荒井公共区画整理地区、仙台港背後地住宅地区、田子西地区、荒井東地区

地区	宅地申込受付	移転先宅地決定数	分譲・借地契約数
荒井公共区画整理地区	11/11～11/28受付	28宅地／48宅地	0宅地／48宅地
仙台港背後地住宅地区	H25.1下旬頃予定	—	—
田子西地区	(第1期)H24年度末頃予定	—	—
荒井東地区	(第1期)H25年度中頃予定	—	—

市街化調整区域7団地

六郷地区、七郷地区、田子西隣接地区、上岡田地区、南福室地区、蒲生雑子袋地区、石場地区

現在、移転希望者の方々から、ご意見をいただきながら設計を進めており、並行して境界立会いと用地測量を進めている。蒲生雑子袋地区については平成25年度早期、石場地区については平成26年度中頃、その他の地区については平成26年度末の完成を予定している。

市街化区域（組合区画整理地）2団地

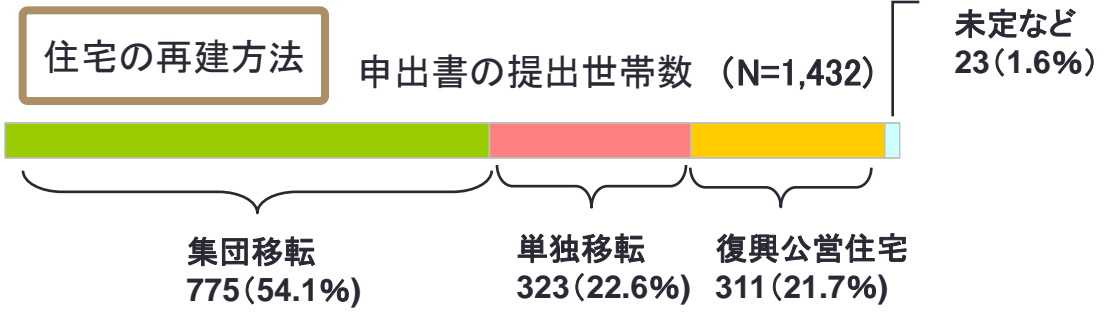
荒井西地区、荒井南地区

荒井西地区と荒井南地区については、組合施行の区画整理事業での整備を予定しており、荒井南地区は10月30日、荒井西地区は11月15日に組合設立を認可し、今年度中に造成工事に着手のうえ平成26年度末までには、移転先宅地の供給を予定している。

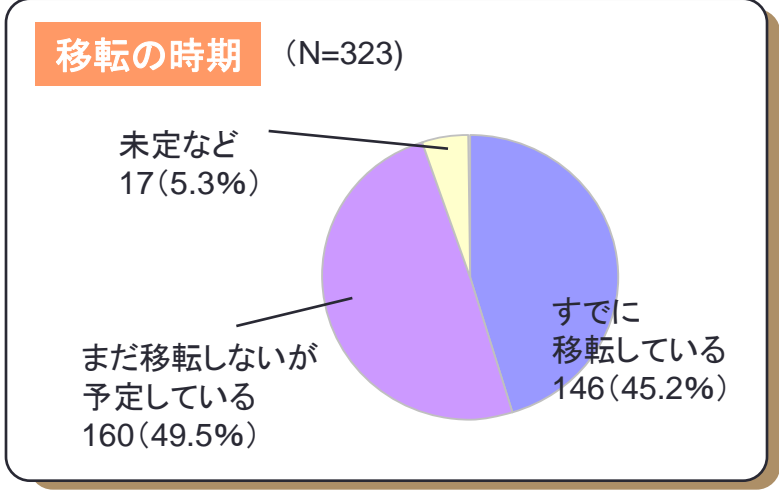
3. 津波被災地における復興・支援事業

防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況

移転対象者の92%の方が提出済み (H24.9末時点)

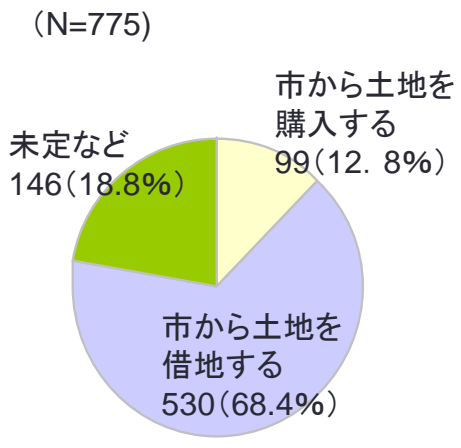


単独移転

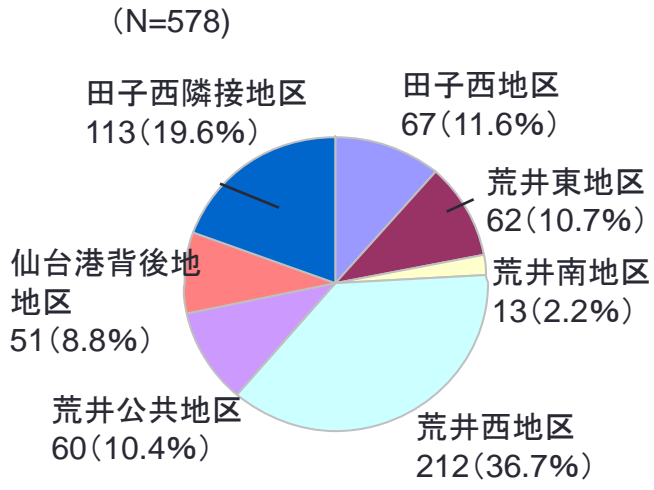


集団移転

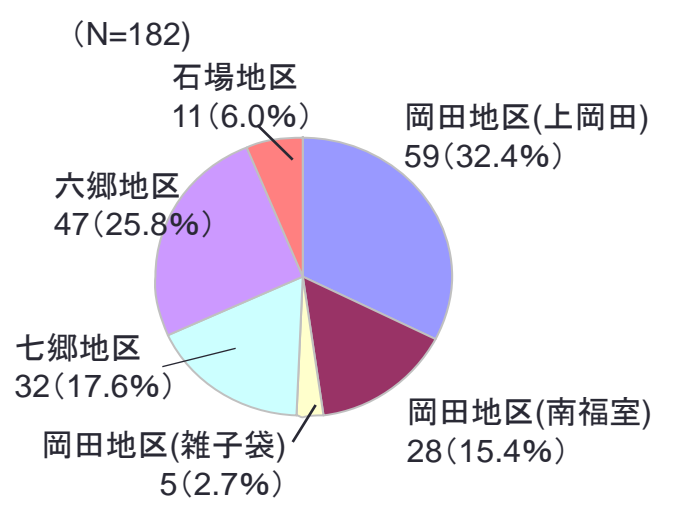
土地の所有形態 (N=775)



移転希望場所(市街化区域) (N=578)



移転希望場所(市街化調整区域) (N=182)



3. 津波被災地における復興・支援事業

移転促進区域の土地の測量・買取り

面積確定までの進め方

(進捗率は平成25年1月16日現在の土地の筆数)

土地所有者の
現地確認
省略可能

- 1** 実測による仮境界の復元、仮面積の算出
被災前の資料に基づき、仮の境界を現地に復元し、実測による仮面積を算出
- 2** 面積確認資料を土地所有者に発送
仮境界や仮面積、現地の境界がわかる写真などの資料を発送

- 3** 仮境界・仮面積の確認
仮境界や仮面積に質問や異議のある場合は、必要に応じて現地立会いによる境界確認により面積を確定



土地所有者の
現地境界
立会い省略



※未相続の土地については約1割あったが、2%を残して発送済

- 4** 土地所有者から面積確認書の同意
送付資料や現地確認により仮境界と仮面積に同意した土地所有者から、面積確認書を提出

- 5** 移転跡地の面積確定
隣接する土地の同意があれば、当該土地の面積が確定

- 6** 面積確定通知書、買取り依頼書を土地所有者に発送
移転時期や買取りの希望時期に応じて、土地所有者から買取り依頼書を提出

(9月下旬から11月下旬)



※全体数に対する割合



※全体数に対する割合



※全体数に対する割合

価格提示までの進め方

【通常2～3ヶ月→1ヶ月程度に短縮！】

1. 買取り依頼書受理
2. 比準評価依頼
3. 土地の価格決定
4. 買取り依頼者への価格提示

比準評価方式
の採用
(手順の簡略化)

地域ごとに標準的な土地の価格から、標準的な土地と個々の土地の個別的要因を比較し求める方法です。標準的な土地の価格は事前に求めており、個々の土地の評価は短い期間で行うことができます。

契約件数

12 件

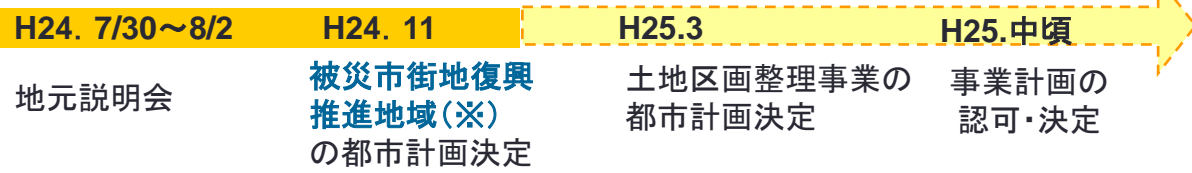
(H24.12末時点)

3. 津波被災地における復興・支援事業

蒲生北部の再整備

仙台市
施行

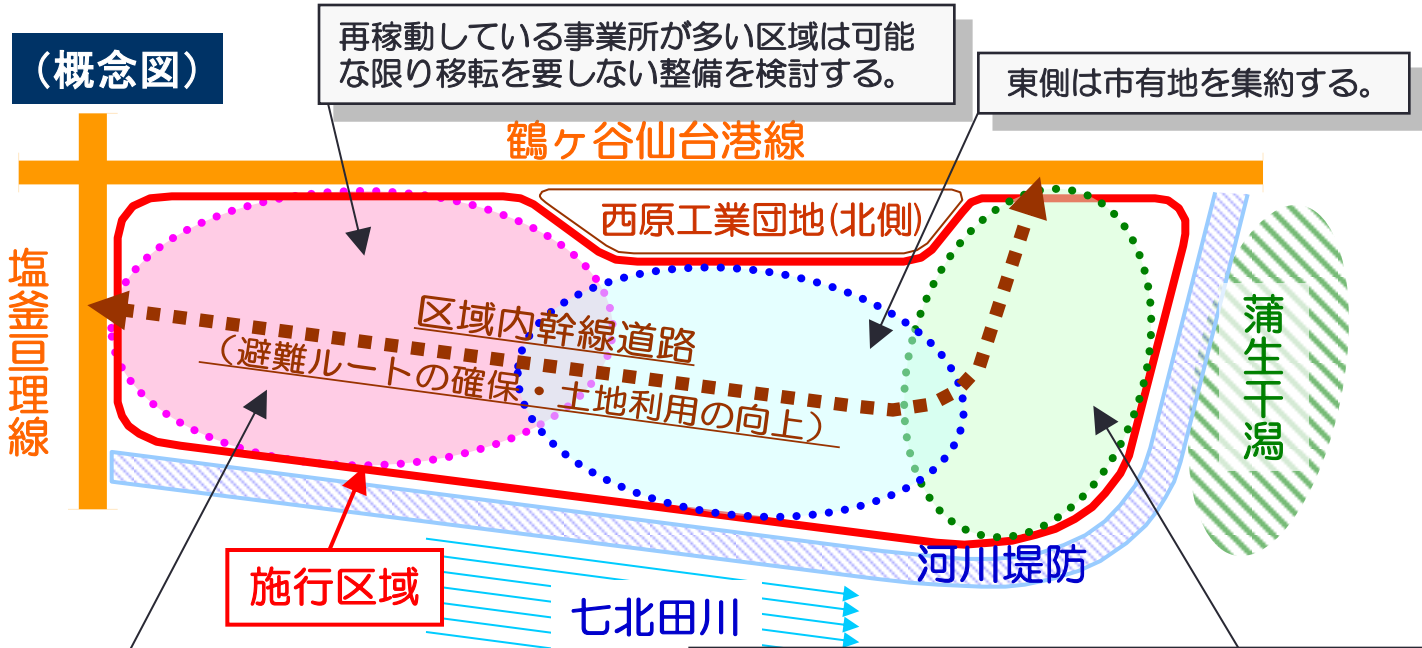
土地区画整理事業による再整備



《主なスケジュール》

(※) 被災市街地復興推進地域

建築行為等の許可が必要となる(土地区画整理事業を円滑に進めるため、一定規模・構造以上の建築物の建築等を制限)



西側に民有地を集約し、被災事業所の早期復興を図るために先行的に整備する。

地区東端部は貞山堀遺構の保存と蒲生干潟の自然環境に配慮した整備を検討する。

4. 公営住宅の整備

復興公営住宅（集合住宅）の整備

供給目標戸数 **3,000戸**

今回の震災により住宅を失った方で自力では住宅を確保できない方が低廉な家賃で入居できる公営住宅。

◎戸数は現時点における予定戸数

仙台市直接整備箇所 ※早い地区で平成25年度供給開始

整備地区		戸数	整備地区		戸数
青葉区	北六番丁	12戸	宮城野区	田子西	176戸
	上原	30戸		鶴ヶ谷第二	30戸
	通町	150戸	若林区	荒井東(第1期)	197戸
	霊屋下	40戸		若林西	152戸
	霊屋	100戸		荒井東(第2期)	100戸
	落合	110戸		地下鉄六丁の目駅周辺	75戸
	角五郎	48戸		地下鉄卸町駅周辺	120戸
太白区	鹿野	70戸			
	芦ノ口	39戸			
合計 1,449戸					



田子西復興公営住宅イメージパース

公募買取対象地域 ※平成26年度整備完了予定

候補地区	戸数
地下鉄南北線北部地域(泉中央・八乙女・旭ヶ丘・台原駅周辺)	1,380戸
JR線東部1地域(東照宮・東仙台・苦竹・陸前原ノ町駅周辺)	
JR線東部2地域(陸前高砂・福田町駅周辺)	
地下鉄東西線東部地域((仮称)荒井・六丁の目・卸町・薬師堂駅周辺)	
地下鉄南北線南部地域(河原町・長町1丁目・長町・長町南・富沢駅周辺)	

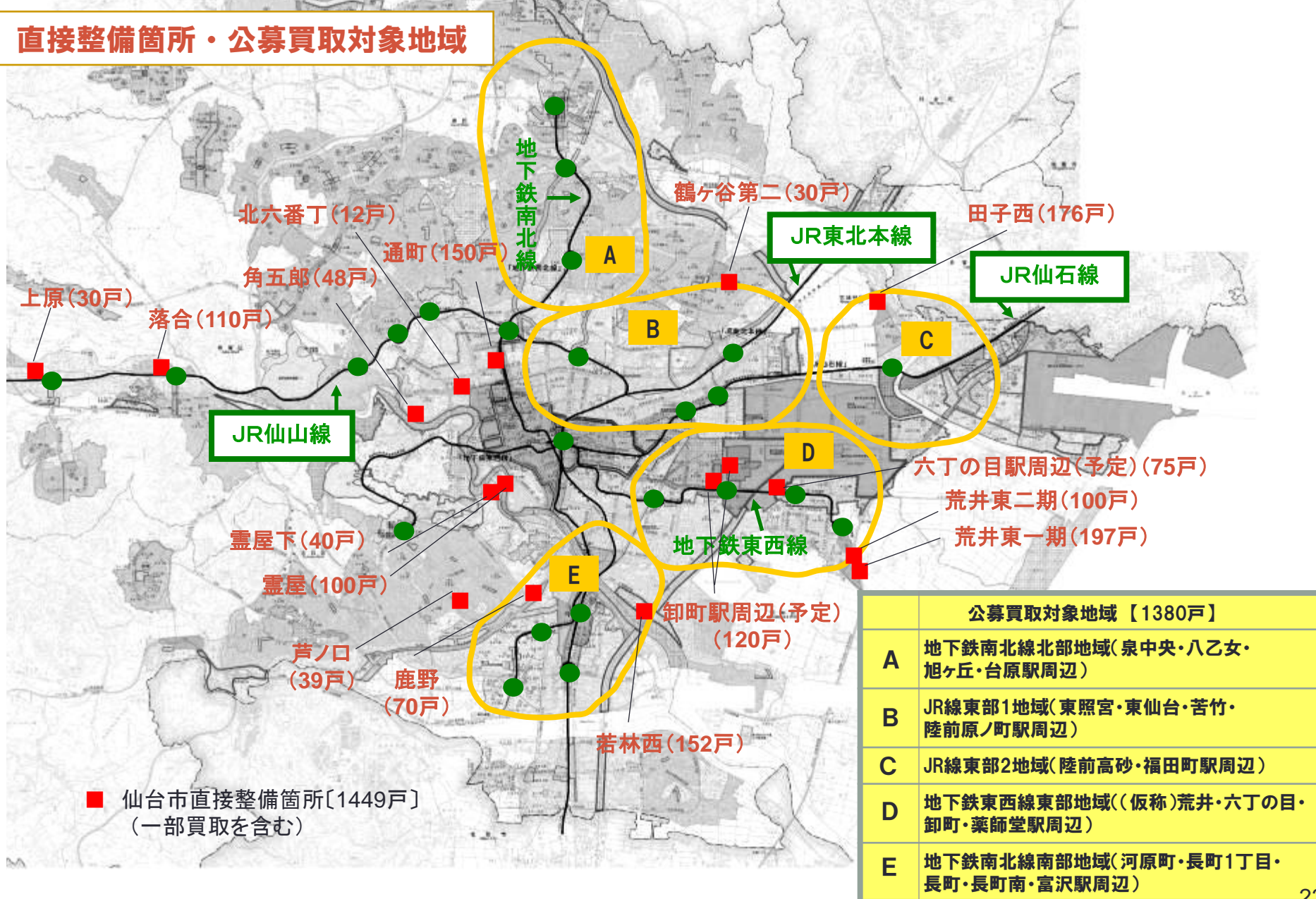
東部防災集団移転等整備

整備区域	戸数
東部防災集団移転(戸建・集合)、東部浸水区域移転(集合)	171戸

※今後の要望により変更となる場合がある。

4. 公営住宅の整備

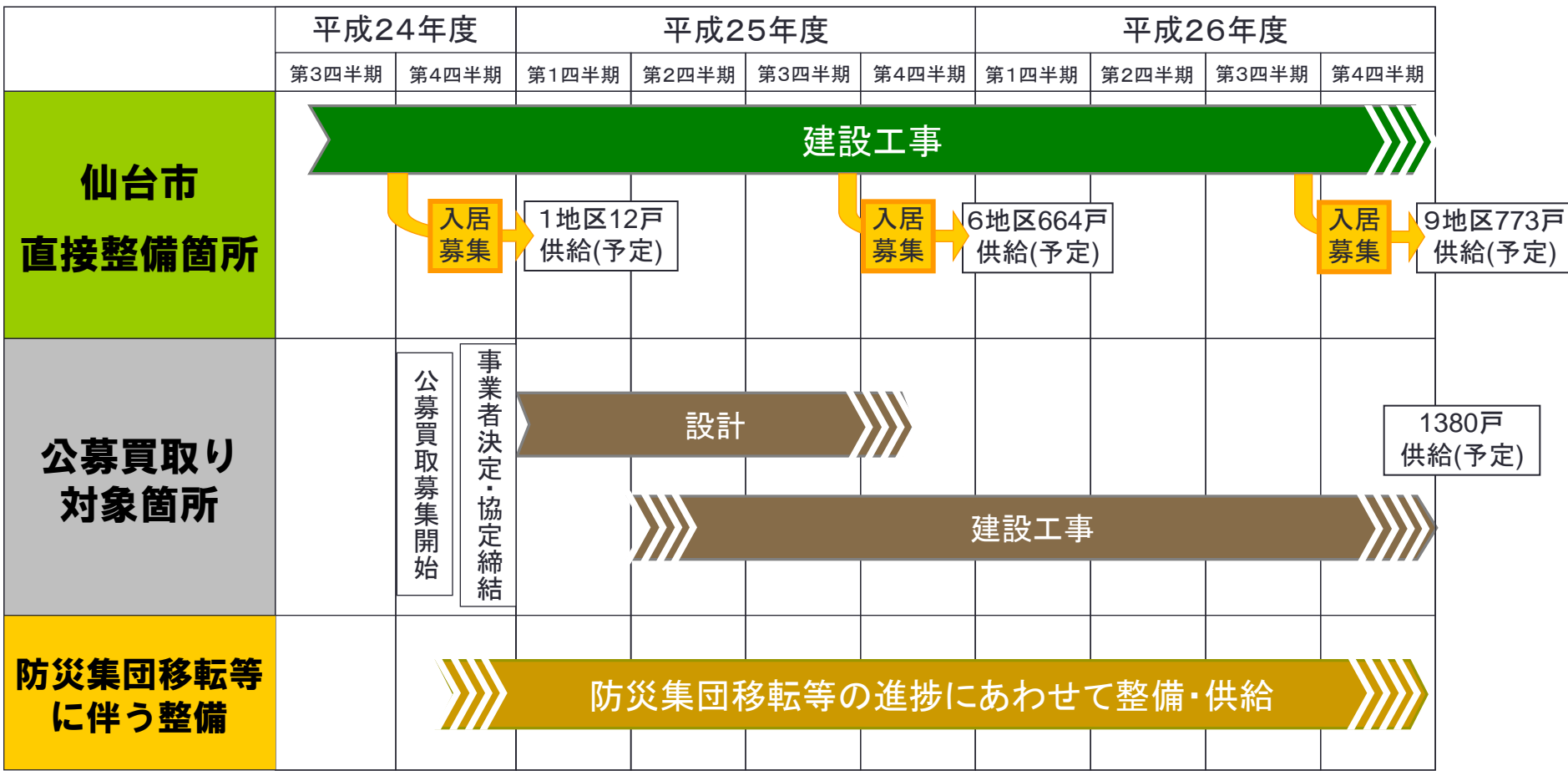
直接整備箇所・公募買取対象地域



4. 公営住宅の整備

復興公営住宅整備のスケジュール

仙台市による直接整備と、公募買取り事業者の募集により、平成26年度末までの整備を目指す。

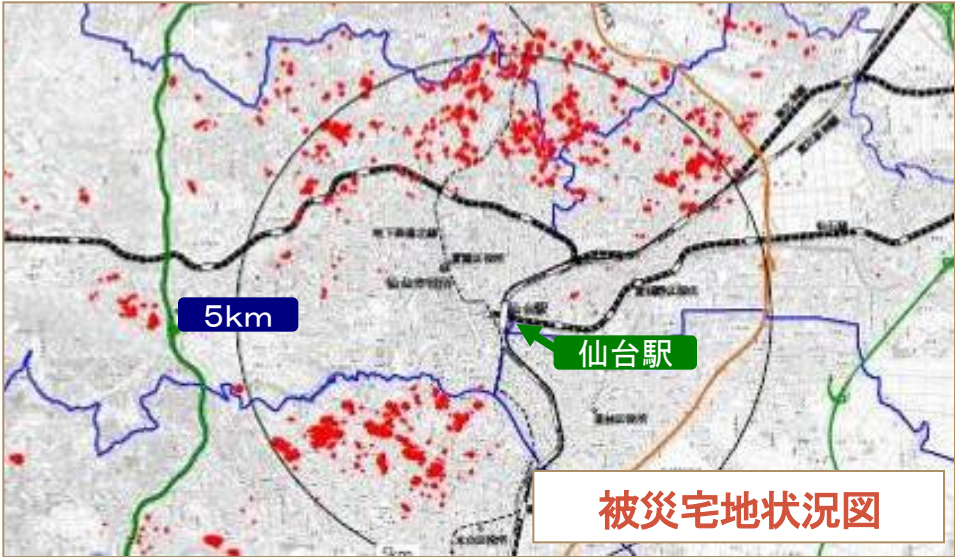


5. 宅地被害復旧・支援事業

被災宅地の復旧事業について

被害程度「中程度」以上の宅地は、
仙台市内に **5,347** 宅地
(平成24年11月末現在)

2つの支援制度により
宅地復旧を支援



公共事業による
宅地復旧 (約**5**割)

助成金制度による
宅地復旧 (約**5**割)

(平成24年11月末現在)

仙台市
施工

公共事業による宅地復旧

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

利益を受ける者が特定できる私有財産の保全であることから、宅地所有者が一部負担(各擁壁工事費の10%)

所有者
施工

助成金制度による宅地復旧

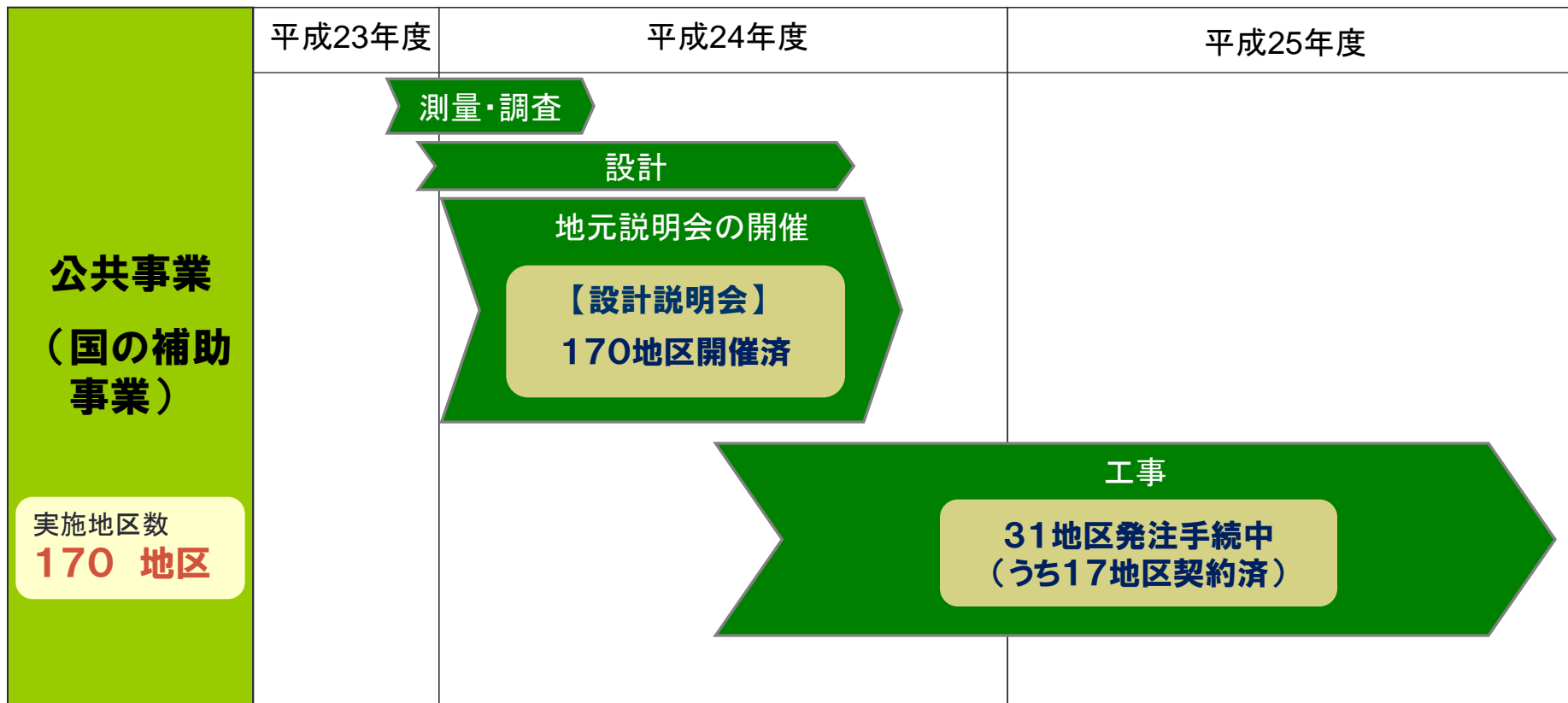
- ・東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度

擁壁被害程度が「危険」又は「要注意」宅地と確認された個人所有の宅地で、擁壁等の復旧工事のうち、100万円を超える部分の90%を助成(上限額1,000万円)

5. 宅地被害復旧・支援事業

宅地復旧事業のスケジュール

(平成24年12月末現在)



※公共事業実施地区数及び設計説明会開催済地区数については、造成宅地滑動崩落緊急対策事業を行う地区が確定したことにより、前回から見直した地区数となっている。

仙台市独自支援制度

助成金の交付決定を受けた宅地数

348 宅地

5. 宅地被害復旧・支援事業

災害危険区域の指定について

防災集団移転促進事業

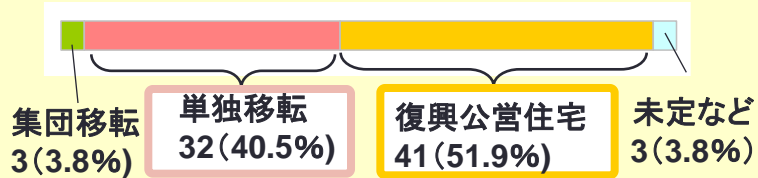
対象:80戸

事業計画 : H24. 12. 21大臣同意

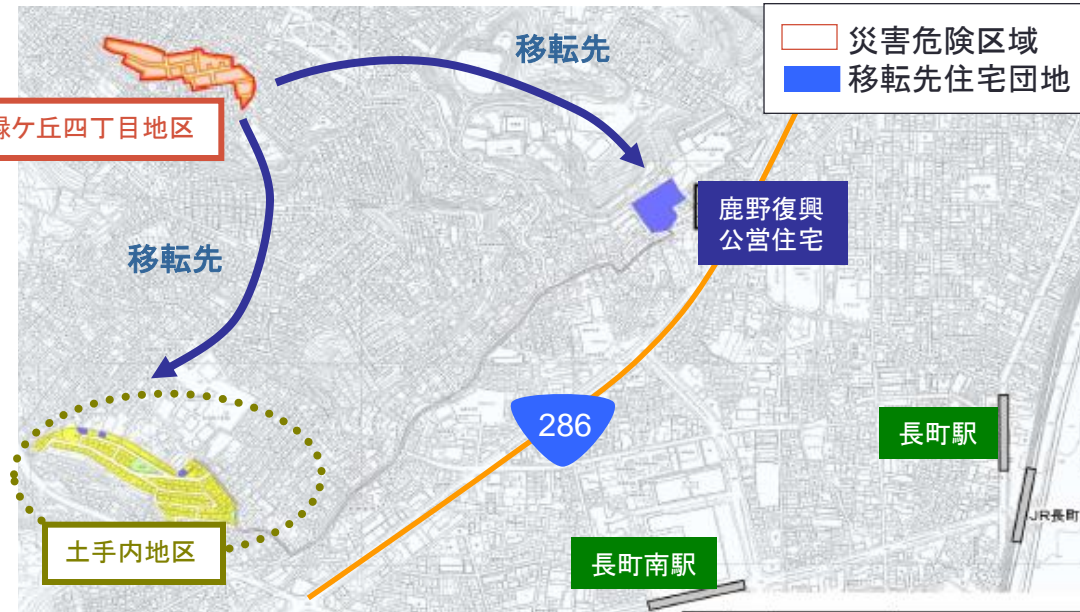
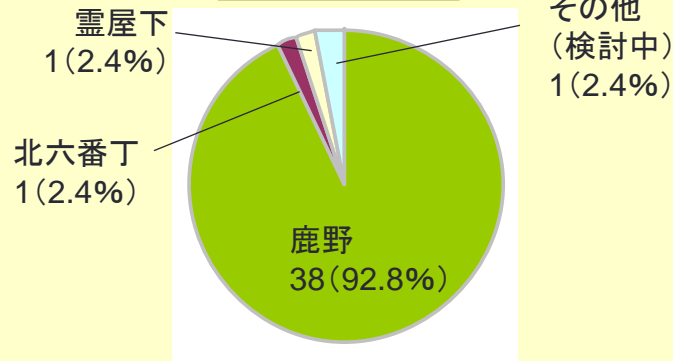
防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況

地区内の**99%**の方が提出済み
(平成24年12月末現在)

住宅の再建方法 申出書の提出世帯数 (N=79)



入居希望場所



今後のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業計画策定	■		
移転先用地取得		■	
移転元の宅地買取り		■	■
利子補給、移転費用補助等		■	■

鹿野復興公営住宅
入居開始時期
平成26年4月頃

6. 生活再建支援

応急仮設住宅

【入居世帯数】

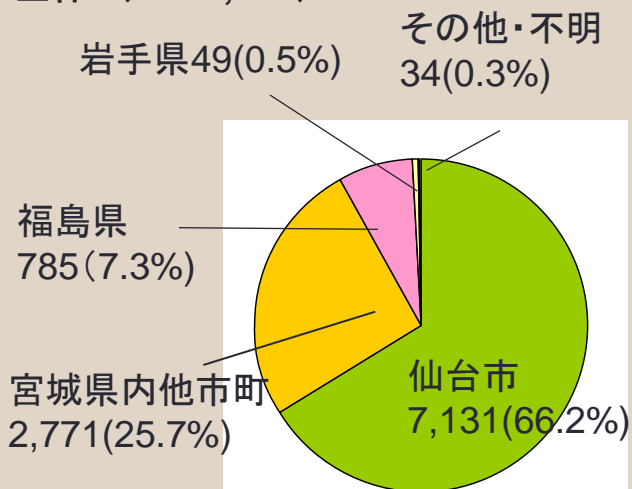
	平成24年 3月30日現在	平成25年 1月1日現在	割合
プレハブ仮設住宅	1,346世帯	1,216世帯	11.3%
借上げ民間賃貸住宅	9,838世帯	8,789世帯	81.6%
借上げ公営住宅等	825世帯	765世帯	7.1%
合計	12,009世帯	10,770世帯	100.0%



【入居世帯の状況】

震災時の居住地

全体 (N=10,770)



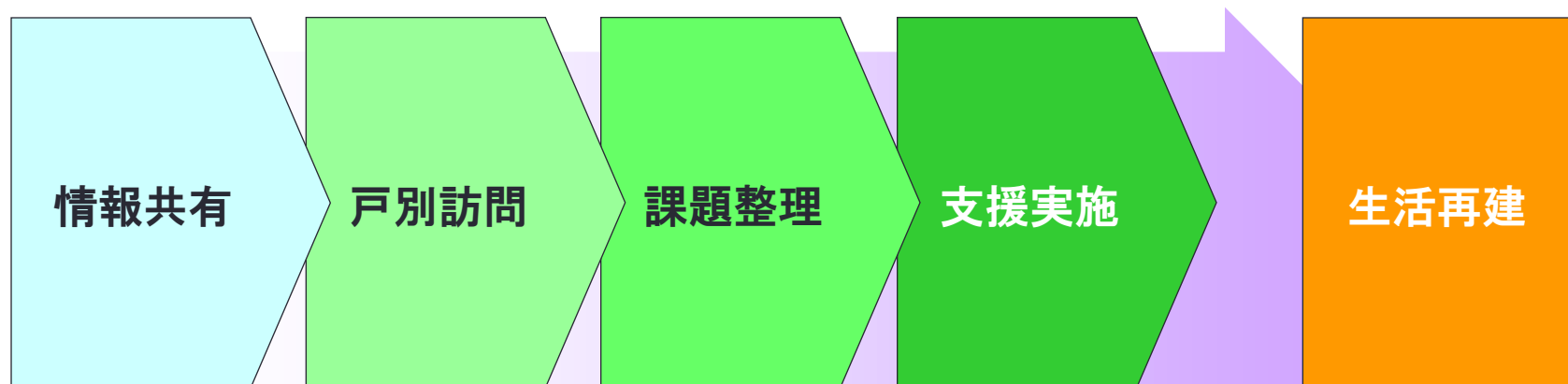
(平成25年1月1日現在)

3分の1は仙台市外
(福島県からは1割弱)

6. 生活再建支援

応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた取組み

◆住まいの再建など、応急仮設住宅にお住まいの方々が仮設住宅退去後の生活の見通しを早期に持つことができるよう、関係団体と連携した多面的な支援を実施



復興事業局を中心に、区役所や社会福祉協議会、NPO等の各支援主体と支援状況を共有

生活再建支援員が各家庭を訪問し、住まいの再建や健康面などの生活上の問題点を把握

訪問結果を踏まえ各支援主体と生活再建に向けた課題を整理し、今後の支援方針を検討

支援方針に基づき各支援主体や関係機関などと連携した多面的な支援を実施

※平成25年1月21日現在、宮城野区及び若林区で実施。今後、この取組みを全区に拡大

6. 生活再建支援

支援の内容（1）

区役所

健康・福祉に関する相談・指導

- ◆保健師等による家庭訪問等での心と身体の健康支援
- ◆地域包括支援センターなど関係機関と連携した支援
- ◆集会所や市民センター等における健康相談会や健康講座等の開催



プレハブ仮設住宅等におけるコミュニティ支援

- ◆被災地域のコミュニティ維持や復興を支援（自治会等活動支援など）
- ◆被災者同士や地域との交流の機会を支援（被災者交流活動助成）
まつり等交流イベント、健康づくり教室・講演会、花壇づくり など



借上げ民間賃貸住宅入居者の孤立防止【地域支えあいセンター事業】

高齢者世帯等への戸別訪問

高齢者やひとり親世帯などを中心に相談員が直接訪問し、生活上の悩み相談、情報提供による支援を実施

サロン活動等

地域住民との交流の場づくりを進めるため、地域の方々の協力を得ながら、交流イベントやサロン、茶話会等を開催



←若林「愛逢サロン」。地域の方々と市民センターとの共催で月1回開催

生活相談 （常設相談・巡回相談）

常設支えあいセンターや市民センター等で被災者の生活上の様々な相談に対応



中核支えあいセンターでの生活支援相談→

社会福祉協議会

6. 生活再建支援

支援の内容（2）

就 労 支 援

就労支援相談センター「わっくわあく」 コミュニティワーク・サロン「えんがわ」

仙台市と一般社団法人パーソナルサポートセンター（PSC）が協働で、仮設住宅にお住まいの方への就労支援や仕事づくりなどを実施



あすと長町「えんがわ」。
就労支援事業の一環である、
復興定期便の封入作業の様子

「お仕事探し応援センター」

NPO法人POSSEと協働し、仮設住宅にお住まいの方などに対し、戸別訪問による相談を中心に就労支援を実施



お仕事探し応援センターでの
就労支援相談

プレハブ仮設住宅等での声かけ・見守り活動

仙台市からの委託を受け、PSCの絆支援員が関係機関や地域団体と連携しながら、「見守り」と「つなぎ」を基調とした支援を実施

プレハブ仮設住宅における
絆支援員の見守り活動



6. 生活再建支援

支援の内容（3）

ひとり暮らし高齢者等生活支援システム

【対象：仮設住宅にお住まいのひとり暮らしの高齢者（65歳以上）や重度の身体障害者等】

「自宅」でも「外出先」でもガードマンが駆けつける！



※各種センサーが異常を感知し、警備会社に通報

いつでも話したいときに「日常会話」ができる！

※1回30分1日2回まで



被災者支援システム

これまで別々に管理していた被災者関連情報を一元的に管理し、被災者の生活再建に向けたきめ細かな支援を推進



6. 生活再建支援

支援の内容（4）

市政だよりやホームページのほか、被災者の生活再建に役立つ情報提供への取り組み

復興定期便

被災者向けの生活支援情報や復興関連イベントの案内などを取りまとめた資料をプレハブ仮設住宅全戸、借上げ民間賃貸住宅等入居者やその他の方で希望する方に毎月送付



震災復興 地域かわら版 「みらいん」

震災からの復興に向けて歩むまち・仙台の“ひと”と“地域”の今を結ぶ情報紙として仮設住宅入居者などを中心に生活再建に関わる情報を分かりやすく提供



情報コーナー

【地域支えあいセンター事業】

被災者支援情報やイベント・サロン情報等が身近な場所でいつでも入手できるように、市民センター55か所、区社会福祉協議会事務所等6か所に情報提供コーナーを設置



7. 経済の復興に向けて

復興特区の概要

	対象地域	対象業種	指定事業者数
民間投資促進特区 (ものづくり産業)	仙台港周辺など 市内7地区	■自動車関連産業 ■食品関連産業 ■医療・健康関連産業 ■航空宇宙関連産業 ■高度電子機械産業 ■木材関連産業 ■クリーンエネルギー関連産業 ■船舶関連産業 ※上記に関連する製造業、物流業、卸売業が対象	42事業者
農と食のフロンティア推進特区	仙台市東南部の 農業振興地域	■農業 ■農業関連加工・流通・販売関連産業 ■農業関連再生可能エネルギー関連産業 ■農業関連試験研究関連産業	11事業者
民間投資促進特区 (情報サービス関連産業)	中心市街地など 市内7地区	■ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 ■インターネット付随サービス業 ■コールセンター ■BPOオフィス ■データセンター ■設計開発関連業 ■デジタルコンテンツ関連業	24事業者

(平成24年12月末現在)

税制上の特例措置

国税

- 選択適用
- ◎機械や装置、建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除
 - ◎被災雇用者等に対する給与等支給額の10%税額控除
 - 新規立地新設企業を5年間無税とする措置(新規立地促進税制)
 - ◎研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除

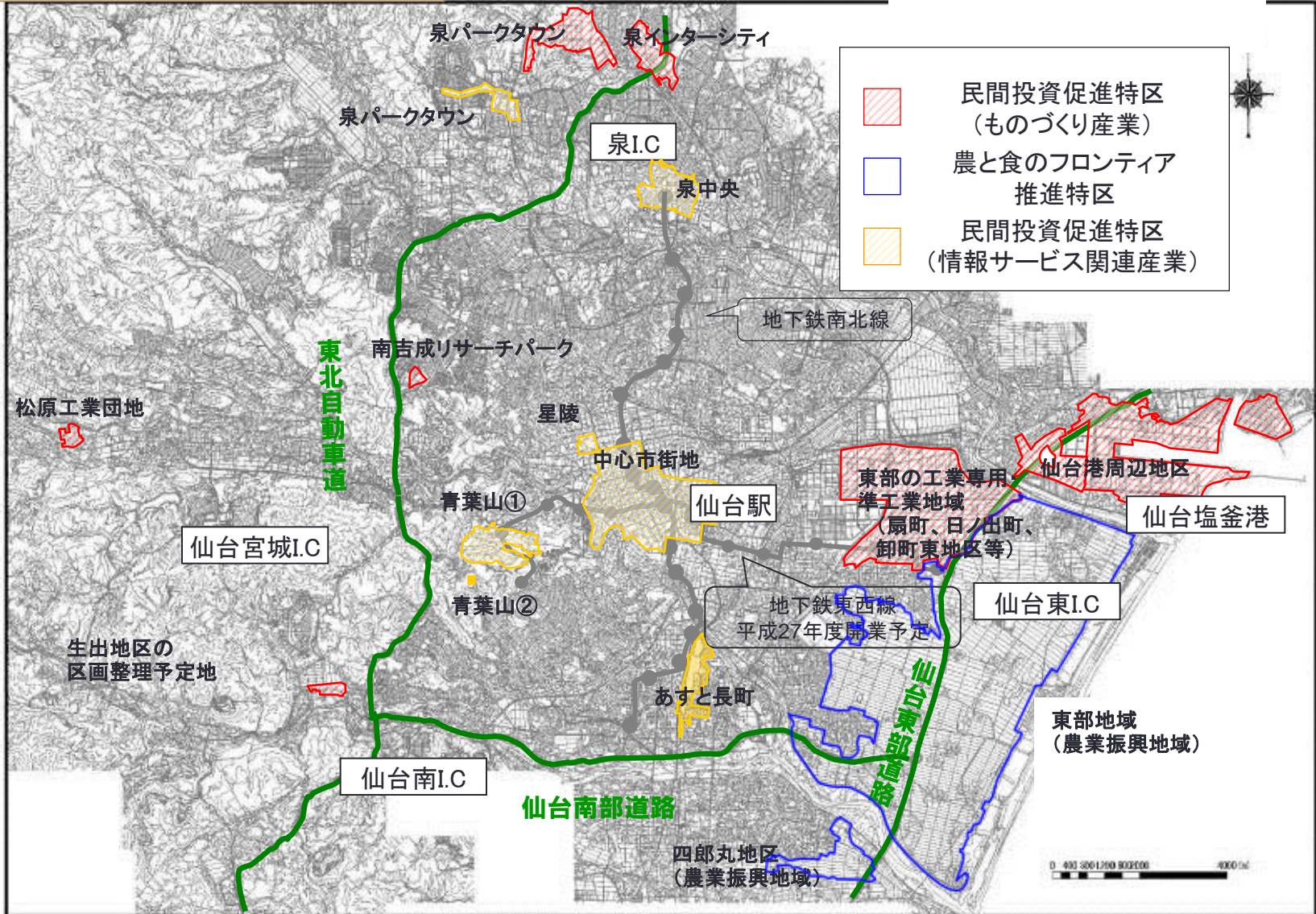
地方税

- 新・増設した施設等に係る課税免除
- ◎法人事業税免除
 - ◎不動産取得税免除
 - ◎固定資産税免除
 - ◎都市計画税免除

◎:既存立地事業者及び新規立地新設企業に適用可能 ○:新規立地新設企業のみ適用可能

7. 経済の復興に向けて

復興特区 産業集積区域図



7. 経済の復興に向けて

農地の復旧と再生

- ◆ 仙台市東部地区の約1,800ha、四郎丸地区の約60haの農地が津波により浸水
- ◆ 東部地区は東北農政局において、四郎丸地区は宮城県において除塩・復旧工事を実施



がれきの散乱した農地

農地の除塩・復旧

年度	営農再開面積 (ha)	進捗率 (%)
H24	560 (60)	30
H25	1,460 (60)	78
H26	1,860 (60)	100

※()内数値は太白区四郎丸地区の営農再開面積

仙台市東部地区及び四郎丸地区



津波範囲	
農地復旧及び除塩工事完了(復旧済み)	560ha
H24 農地復旧及び除塩工事予定	900ha
H25 農地復旧及び除塩工事予定	400ha

7. 経済の復興に向けて

ほ場整備事業

農地及び農業用排水施設の復旧とともに大区画化を主体としたほ場整備を実施し、農地の利用集積による経営規模の拡大と経営の合理化を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定を目指す。

整備前



- ・耕作地が分散しており、作業効率が悪い

↓ <イメージ>

整備後



- ・大区画化、水路・農道の整備により大型機械の導入が可能
- ・農地の集団化や利用集積による団地化がすすみ、作業効率が向上

【ほ場整備事業スケジュール】

仙台市東部地区 (事業主体: 国)

- ・地区面積: 2,162ha(農地、道路・水路含む)
- ・農地面積: 1,924ha(現況)、1,909ha(計画)

	平成24年度			平成25年度												
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
地域住民の意見聴取	■															
宮城県知事協議		■	■													
関係農家の同意徴集			■	■	■											
事業計画の決定						●										
事業計画書の公告縦覧						■										
事業計画確定							●									
換地・評価委員会の設置			●													
従前地調査			■	■												
換地設計基準・土地評価基準の作成			■	■	■	■										
換地計画原案の検討・作成								■	■	■	■	■	■			
ほ場整備工事																■

仙台市四郎丸地区 (事業主体: 県)

- ・地区面積: 100ha(農地、道路・水路含む)
- ・農地面積: 92ha(現況)、90ha(計画)

	平成24年度			平成25年度												
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業計画作成	■	■	■													
住民説明会	■	■														
計画概要の公告				■												
関係農家の同意徴集					■											
適否の決定						●										
事業計画書の公告縦覧							■									
事業計画の確定								●								
換地計画原案の検討・作成								■	■	■	■	■	■			
ほ場整備工事																■

1. 仙台市の被害状況

- 東日本大震災の概要(1)[3]
- 東日本大震災の概要(2)[4]
- 応急仮設住宅募集状況[5]

2. 復興に向けて

- 震災廃棄物の処理[6] (環境局震災廃棄物対策室)
- 復興交付金の状況[7] (復興事業局震災復興室)

3. 津波被災地における復興・支援事業

- 浸水被害状況図[8]
- 津波浸水シミュレーション[9] (復興事業局震災復興室)
- 津波対策施設イメージ図[10] (同上)
- かさ上げ道路事業[11] (建設局道路計画課)
- 防災集団移転促進事業[12] (復興事業局事業計画課)
- 移転対象地区における支援制度[13] (同上)
- 移転対象地区外における支援制度
 - ・津波被災地域まちづくり支援事業[14上] (都市整備局区画整理課)
 - ・津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業[14下] (復興事業局事業調整課)
- ・津波被災地移転住宅再建に関する補助金交付事業[14下] (同上)
- 東部地域復興まちづくり活動支援制度
 - ・防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業[15上] (復興事業局移転推進課)
 - ・東部浸水区域コミュニティ等再形成活動助成事業[15下] (都市整備局都市計画課)
- ・災害危険区域からの集団移転・単独移転の事業スケジュール[16] (復興事業局事業計画課)
- ・集団移転先整備のスケジュール[17] (同上)

- 防災集団移転促進事業等に関する申出書の状況[18] (復興事業局移転推進課)
- 移転促進区域の土地の測量・買取り
 - ・面積確定までの進め方[19上] (復興事業局移転工事課)
 - ・価格提示までの進め方[19下] (復興事業局移転用地課)
- 蒲生北部の再整備[20] (復興事業局事業調整課)

4. 公営住宅の整備

- 復興公営住宅(集合住宅)の整備[21] (都市整備局市営住宅課)
- 直接整備箇所・公募買取整備地域[22] (同上)
- 復興公営住宅整備のスケジュール[23] (同上)

5. 宅地被害復旧・支援事業

- 被災宅地の復旧事業について[24] (復興事業局宅地保全調整課)
- 宅地復旧事業のスケジュール[25] (同上)
- 災害危険区域の指定について[26] (復興事業局南部宅地工事課)

6. 生活再建支援

- 応急仮設住宅[27] (復興事業局生活再建支援室)
- 応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた取組み[28] (同上)
- 支援の内容(1)[29] (同上)
- 支援の内容(2)[30] (同上)
- 支援の内容(3)[31] (同上)
- 支援の内容(4)[32] (同上)

7. 経済の復興に向けて

- 復興特区の概要[33]
- 復興特区 産業集積区域図[34] (経済局産業振興課)
- 農地の復旧と再生[35] (経済局東部農業復興室)
- ほ場整備事業[36] (同上)

担当課および問い合わせ先一覧(2)

担当課(部省略)		問い合わせ先	該当ページ
復興事業局	震災復興室	022-214-1266	7,9,10 復興リポート全体
	生活再建支援室	022-214-8579	27,28,29,30,31,32
	事業計画課	022-214-8473	12,13,16,17
	移転推進課	022-214-8805	15(防災集団移転促進事業に係る復興まちづくり助成事業),18
	移転工事課	022-214-8492	19(面積確定までの進め方)
	移転用地課	022-214-8460	19(価格提示までの進め方)
	事業調整課	022-214-8032	14(津波被災宅地防災対策に関する補助金交付事業) (津波被災地移転住宅再建に関する補助金交付事業)
		022-214-8031	20
	宅地保全調整課	022-214-8450	24,25
	南部宅地工事課	022-214-8445	26
環境局	震災廃棄物対策室	022-214-8679	6
経済局	産業振興課	022-214-8276	34
	東部農業復興室	022-214-7329	35,36
都市整備局	都市計画課	022-214-8293	15(東部浸水区域コミュニティ等再形成活動助成事業)
	区画整理課	022-214-8311	14(津波被災地域まちづくり事業)
	市営住宅課	022-214-8333	21,22,23
建設局	道路計画課	022-214-8374	11

※ 「仙台復興リポート」に関する問い合わせ先:復興事業局震災復興室 022-214-1266